

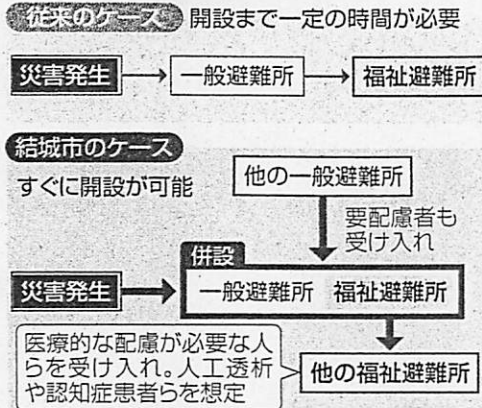
福祉避難所 すぐ開設

災害時に高齢者や障害者ら「要配慮者」を受け入れる福祉避難所。通常の避難所と同じ施設に開設する取り組みが、結城市で始まった。昨年9月の関東・東北豪雨では、「迷惑をかけてしまう」という思いから、身を寄せることに二の足を踏むケースが相次いだためだ。「誰もためらわない避難所」を目指す同市の背景には何があるのか。

(鈴木史生)

深層

福祉避難所の開設イメージ



結城市 「一般」併設で可能に

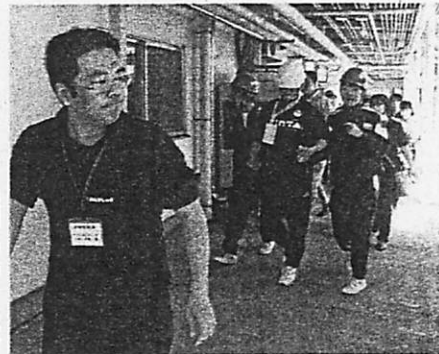
結城市から一般の避難所に指定されている県立結城特別支援学校。音楽室など校舎内のスペースを「身近な福祉避難所」として活用することを目指す。他の指定避難所からの要配慮者も受け入れる方針だ。校舎内の福祉避難所から、人工透析や認知症患者らを医療・介護体制が整った別の福祉避難所へ移動させる構想もある。

その実現に向けて10月27日には災害発生を想定した「開設訓練」を初めて行い、お年寄りや障害のある人を誘導する手順を確かめた。同校の担当者は「併設なら他の福祉避難所より素早く確実に開設できる」とメリットを強調する。

「迷惑かける」

災害対策基本法上、福祉避難所は市町村が指定する。多くの自治体では、災害発生時に原則、要配慮者をまず最寄りの一般避難所へ連れて行き、その後開設した福祉避難所へ移動させる体制をとる。結城市もこれまでと同様で、福祉避難所は市健康

結城特別支援学校で行われた訓練。避難者役を福祉避難所に誘導する人（手前）（10月27日、結城市で）



増進センターと民間高齢者施設の2か所だった。

結城特別支援学校によると、関東・東北豪雨が起きた際、在校生や家族が「他の避難者に迷惑をかける」「パニックを起してしまう」などの理由から、一般の避難所に指定された同校体育館への避難をあきらめ、浸

要配慮者のためらい解消

水地域にある自宅で一夜を過ごしたケースがあった。この事態を重く見た同校と結城市は今年3月、福祉避難所の開設にかかわる覚書を交わした。

自治体、受け入れ方様々

内閣府は4月に改定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」で、要配慮者がすぐに避難でき、介護や医療相談などを受けられる「福祉避難スペース（室）」を、小学校区当たり1か所程度指定することが望ましいとの目標を示している。

県内でも福祉避難所自体は増えている。県によると、今年4月時点で指定は160か所以上。しかし、要配慮者の受け入れ方については、自治体によって異なっている。

水戸市は、10月時点で41か所を指定した。同市でも公立中学校や市民センターなど一般の避難所80か所にも福祉避難室を設置する体制を整えた。

つくば市では、福祉避難所として23施設を確保したもの、「要配慮者が直接避難しないように」としてあえて災害対策基本法に基づく指定を行わず、公表も控えている。担当者は「現状では避難をためらうケースがあるかもしれない。きめ細やかな対応は今後の課題」と話す。

福祉避難所 一般避難所での生活が困難で配慮が必要な要配慮者を受け入れる。高齢者や障害者のほか、乳幼児や妊産婦、難病患者らが対象。災害対策基本法の指定基準は要配慮者が円滑に利用できる施設で、相談員の配置などを求めている。自治体が高齢者・障害者施設と協定を結んで指定するケースが多い。